

郷楠校友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、アルスコンピュータ専門学校「郷楠校友会」と称する。

(事務局)

第2条 本会はアルスコンピュータ専門学校内に事務局を置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の隆盛発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、講習会（リカレント、エデュケーション等の実施）懇親会の開催。
- (2) 会誌(広報誌含む)等の発行・送付。
- (3) 会員の動静調査と結果の紹介。
- (4) 母校の隆盛・発展に寄与すること。
 - (i) 人的支援（学生募集、就職活動援助）。
 - (ii) 物的支援（学校行事に関連した援助）。
 - (iii) 入学式、卒業式に関すること。
- (5) 会員相互の連絡及び慶弔に関すること。特に弔慰に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するに必要事項。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長、1名、正会員の中より役員会において推薦し、総会において承認を受ける。
- (2) 副会長、2名、正会員及び特別会員の中より会長が推薦し、役員会において承認を受ける。
- (3) 会計、2名、正会員の中より会長が委嘱する。
- (4) 幹事、若干名、正会員又は特別会員より会長が必要により委嘱する。
- (5) 理事、若干名、正会員及び特別会員の中より会長が推薦し、役員会において承認を受ける。
- (6) 会計監査、2名、役員会の推薦による。
- (7) 顧問、若干名、学校長並びに役員会の推薦によるものとする。
- (8) 役員会の兼務は妨げないものとする。

第2章 会員及び会費

(会員)

第6条 本会は、次の会員をもって組織を構成する。

- (1) 正会員 本校の卒業生。
- (2) 特別会員 本校の職員および旧職員で、役員会で推薦された者。

(会費)

第7条 本会の正会員は、次の定めに従い、会費を納入するものとする。

正会員は、アルスコンピュータ専門学校入学時に入会金及び終身会費として一人10,000円を納入するものとする。

2. 特別な事業を行う場合は、適宜臨時会費を徴収することができる。

第8条 アルスコンピュータ専門学校を途中退学した者には入会金及び終身会費の全額を返金することとする。

2. 返金は原則窓口支払いとし、やむを得ない場合は銀行振り込みとする。この場合、手数料は郷楠校友会が負担するものとする。

第3章 役員の任期および役員・職員の職務

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2ヶ年とする。但し、再選は妨げない。補欠選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 会務の分担は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときはこれを代行する。
- (3) 理事は、役員会を構成し、本会の運営にあたる。
- (4) 会計は、会計一切の収支を処理する。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (6) 顧問は、会長の要請により会議に出席し定見を述べることができる。

(職員職務)

第11条 本会の会務を処理するため業務委託された職員は、会長の命により会務を処理する。

第4章 会議

(会議の種類)

第12条 会議は、総会及び役員会とする。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを召集する。

2. 通常総会は、毎年1回開催することを原則とする。
3. 臨時総会は、次の場合これを召集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 役員会が必要と認め、その開催を請求したとき。
 - (3) 正会員20名以上から、会議の目的事項を示し、その開催を請求したとき。

(総会の通知)

第14条 総会の目的、期日及び場所は、会期2週間前にこれを全会員に通知する。

2. 開催を通知する手段として、ホームページやメールなどの情報メディアを活用する事ができる。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、出席正会員より選出する。

(総会の議決)

第16条 総会の議決は、出席正会員の過半数の同意を必要とし、賛否同数の場合は、会長がこれを決定する。

2. 緊急決議を必要とするときは、役員会で代行することができる。

(通常総会の承認事項)

第17条 次の事項は、通常総会の承認を受けなければならない。

- (1) 会則の変更に関する事項。
- (2) 会長の選任に関する事項。
- (3) 収支予算に関する事項。
- (4) 収支決算に関する事項。
- (5) 事業計画に関する事項。
- (6) 事業報告に関する事項。
- (7) その他必要と認める事項

(役員会)

第18条 役員会は、本会の会務執行および事業推進のために開催する会議であり、次の場合に会長がこれを召集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長を除く構成役員半数以上から会議の目的事項を示して、その開催を請求したとき。
2. 役員会は、この会則により総会の議決を要するものと定められた事項以外の一切の重要事項を議決する。
 3. 役員会での議決を得た事業については、本会の予算を使用して執行する事ができる。

(役員会の議長)

第19条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の議決)

第20条 役員会の議決は、構成役員の過半数が出席し、かつ、その過半数の同意を必要とする。賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(役員会の承認事項)

第21条 次の事項は、役員会の承認事項とする。

- (1) 会長候補推薦に関する事項。
- (2) 副会長の選任に関する事項。
- (3) 会計及び会計監査の選任に関する事項。
- (4) 顧問の選任に関する次項。

第5章 会計

(会務費の支給)

第22条 役員会への出席者全員に会務費を支給する。会務費は2,000円とする。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

附則

1. 本会則は、平成2年3月15日制定施行する。
2. 平成18年6月4日改正。
3. 本会則は、平成18年6月4日から適用する。
4. 本会則は、平成20年9月1日より改正・適用する。
5. 本会則は、平成22年9月1日より改正・適用する。
6. 本会則は、平成29年9月1日より改正・適用する。